

市有地（雑種地）を売却します。

一般競争入札で市有財産（土地）を売却します。

◇売却物件	土地
【市有財産】	中田町上沼字新寺山
【所在】	下59-1
【地目】	雑種地
【地積】	799.9㎡
【予定価格】	1919万7600円

本籍地の市町村長の発行する身分証明書、身分証など（運転免許証、健康保険被保険者証の写しなど）各1通
 ②法人 法人登記簿謄本、代表者の印鑑証明書 各1通
 ※各証明書は発行後3カ月以内のもの

◇現地説明会
 【日時】平成22年1月7日（木）午後2時

◇入札保証金
 【場所】現地
 入札に参加する人は、入札する金額の100分の5以上（円未満切り上げ）の保証金が必要です。入札日の前々日までに、市が指定する銀行口座に振り込んでください（振込手数料は入札参加者の負担）。

◇入札
 【日時】平成22年2月3日（水）午後1時30分

◇申込方法
 申請書に必要事項を記入の上、次の書類を添付して持参または書留による郵送で提出してください。郵送の場合は、平成22年1月15日必着。

【添付書類】
 ①個人 住民票、印鑑証明書、総務部総務課 財産係（市役所迫庁舎2階）

◇契約の締結など
 【場所】市役所迫庁舎1階 会議室
 ①落札者は、落札後速やかに

「譲渡申請書」を提出してください。
 ②売買契約の締結は、平成22年2月12日（金）までに行います。
 ◇その他
 ①売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税は、買い受ける者の負担になります。
 ②土地は、現状有姿での引き渡しとなります。
 【申し込み・問い合わせ】
 〒987-1051
 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
 総務部総務課 財産係
 ☎0220(22)2091



▲物件の場所

平成22年度 登米市振興総合補助金のお知らせ

平成22年度の登米市振興総合補助金（みやぎの水田農業改革支援事業・園芸特産重点強化整備事業）の事業要望調査を行いますので、希望する人は申し込みください。

1. みやぎの水田農業改革支援事業

(1) 水田営農条件整備事業

【事業対象者】 農業生産法人、任意組合（3戸以上）などの営農集団

【振興作物】 水稲、麦、大豆、飼料作物、野菜など（キャベツ、イチゴ、スイートコーン、ニラ、キュウリ、ソラ豆、ナス、タマネギ、トマト、ホウレン草、ゴボウ、長芋）

事業名	概要	対象経費	補助率
①水田簡易整備タイプ	計画的な水稲の作付けを行い、地域水田農業ビジョンの実現に向けた、土地利用型作物を効率的に生産するための条件整備に必要な経費	・用排水整備、整地、客土、栽培施設用地整備など	経費（消費税抜く）の2分の1以内 ※1事業実施主体当たりの県補助金額が、50万円以上の事業を対象
②共同利用機械・施設整備（転作物）タイプ		・対象作物の耕運整地用機械、栽培管理用機械、収穫用機械、乾燥・調製用機械など（品質分析機器含む） ・集団営農用集積出荷施設、乾燥・調製施設など（既存機械の格納庫は除く） ・トラクター、自脱型コンバインおよびトラクタなど汎用的な運搬用具は除く	
③共同利用機械整備（稲態様転作物）タイプ		・稲態様転作の栽培管理用機械など（水稲の直播・有機栽培などに関する機械）	
※事業要件注意事項	▶事業実施主体もしくは構成員が、ビジョンに示された担い手に位置付けられていること。▶①については、受益面積20a以上。②については、受益面積1ha以上。ただし、対象作物が麦、大豆、飼料作物にあってはおおむね7ha以上の受益面積。また、原則10万円を以下の機械は除く。③については、受益面積4ha以上で、原則10万円以下の機械は除く。		

2. 園芸特産重点強化整備事業

【事業対象者】 農協園芸特産関係部会、農業法人（3戸以上）、任意組合（3戸以上）など

【対象品目】 イチゴ、キュウリ、トマト、ホウレン草、ネギ、ソラ豆、菜花類、ナス、ニラ、キャベツ、ニンニク、タマネギ、アスパラガス、カボチャ、小菊、輪菊、スプレー菊、バラ、トルコギキョウ、ストック、リンゴ、日本ナシ、ベリー類

事業名	概要	対象経費	補助率
産地改革戦略型	生産の低コスト化および高付加価値化や、契約取引の推進などにより、産地の構造改革を実施し、園芸特産物の生産・出荷を拡大するために必要な施設・機械などの整備費	・鉄骨ハウスの場合、1棟1,000㎡以上 ・パイプハウスの場合、1棟200㎡以上、1事業当たり合計面積1,000㎡以上 ・省エネルギー化設備、生産管理省力化施設・機械、良質苗生産用施設・機械、鮮度保持施設（3坪以上）、出荷調製省力化機械、環境負荷軽減用機械、その他関連機械施設など	経費（消費税抜く）の12分の5以内 ※1事業実施主体当たりの補助金額が、62万5,000円以上の事業を対象
※事業要件注意事項	▶5年後の作付面積、出荷量および販売金額が、現状よりおおむね10%以上増または300万円以上増。▶観光農園は、既存の栽培面積のおおむね10%以上を観光農園として利用し、果樹は将来、複合品目で実施する見込みがあること。▶客土など小規模な基盤整備は、対象事業費の12分の5以内または62万5,000円以内/10aのいずれか低い額とする。▶施設・機械の更新は対象外（ただし、面積拡大を伴い、かつ、高性能機種をモデル的に導入する場合は対象とする）。▶取得金額が10万円未満の機械や既存施設への付帯設備導入は対象外（ただし、省エネルギー化設備に限り、原油価格高騰の緊急支援措置として、既存施設への設置を対象とする）。▶省エネルギー化設備は、その効果が確実に得られるよう最低2種類以上の設備を組み合わせ設置することとし、カーテン増設や空気二重膜ハウス張り替えの事業費は、別に定める基準とする。▶水道設備・電気設備は、施設用地内のみ対象とする。▶パイプハウスは、地域の立地条件に即した構造耐力を有するものとして農協などが定めた標準仕様のものを対象とする。また、面積が設置場所の地形などにより基準面積に満たない場合は、おおむね基準面積以上のものを対象とする。		

【必要書類】

1. みやぎの水田農業改革支援事業

(1) 水田営農条件整備事業

▶規約、名簿、財産管理台帳、参考見積書（1社）、カタログ類、作付計画図

2. 園芸特産重点強化整備事業

▶規約または定款、参考見積書（1社）、カタログ類、事業実施予定地内施設設置図

【申込締切】 12月28日（月）

【申込先】 産業経済部農産園芸畜産課または各総合支所地域生活課 産業建設係

【問い合わせ】 産業経済部農産園芸畜産課 園芸振興係・農産振興係 ☎0220(34)2713

「AED設置施設マップ」への掲載にご協力ください。

市では、市内のAED（自動体外式除細動器）設置施設状況を市民皆さんに知ってもらい、いざというときに利用してもらうことで、救急救命率の向上につなげようと『登米市AED設置施設マップ』を市ホームページに掲載しています。マップには、AEDを設置している市内公共施設と民間企業などを掲載しています。救急救命事態に備えた対応などの確認にご活用ください。また、掲載に協力していただける企業、団体などがあれば随時マップに掲載しますので、市民生活部健康推進課まで連絡をお願いします。

【連絡方法】 電話、電子メール、ファクシミリ、郵送

【連絡内容】 設置施設の名称、施設内のAED設置場所、住所、電話番号、周辺地域での利用可能時間

【連絡先・問い合わせ】 市民生活部健康推進課 健康推進係

〒987-0401 登米市南方町新高石浦130番地

☎0220(58)2116 FAX0220(58)3345

✉kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp

【AED本体】 【設置ケース】

